遺言書作成の流れ

公正証書遺言（おすすめです）

公証人が封紙に記載し遺言者・証人が署名押印で秘密証書遺言完成。

公証人1人、証人2人以上の前に封書を提出し、自己の遺言書である旨筆者の氏名、住所を申述。

遺言者・証人2名と公証人役場に出向き公正証書遺言完成（証人のうち1名は当職が就きます）

公証人と打合せ

自筆（ワープロ可）で作成。署名押印後封印する。

定まった書式に従い自筆で作成し自筆証書遺言完成

遺言案を聞き取り、原案を作成

相続人・相続財産の調査・確定

相続関係説明図・相続財産目録

秘密証書遺言

自筆証書遺言

業務委託契約締結

ご相談・遺言についての説明